

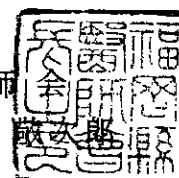


福岡医発第 2348 号 (総)

平成 15 年 3 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関原



社会福祉・医療事業団における金融環境の変化に伴う
運転資金に対する緊急融資の創設について

日本医師会より標記の件につきまして、別紙のとおり通知がありましたので、
貴会会員へご周知くださいますようお願い申し上げます。

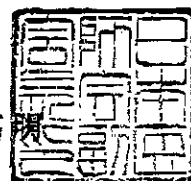


平成15年3月28日

都道府県医師会長 殿

日本医師会

副会長 石川高



社会福祉・医療事業団における金融環境の変化に伴う
運転資金に対する緊急融資の創設について(お知らせ)

この度、社会福祉・医療事業団において、標記の制度が創設されることとなりましたので、別添のとおり、取り急ぎお知らせいたします。具体的実施方法については、近々通知されることとなっておりますので、追って正式な通知にてお知らせいたします。

つきましては、貴会会員に対し、至急、ご連絡くださいますようお願いいたします。



社会福祉・医療事業団における金融環境の変化に伴う 運転資金に対する緊急融資の創設

1 趣 旨

金融機関との取引状況の変化等により、一時的に資金繰りに困難を来している医療施設の経営の安定化を図るため、経営安定化資金について融資対象を拡大するとともに、融資条件を緩和した緊急融資を創設する。

2 制度の内容

(1) 融資対象の拡大

経営状況が悪化していないにもかかわらず金融機関との取引状況の変化等により資金繰りに困難を来している医療機関を新たに融資対象とする。

*従来は、経営悪化状態等により資金繰り等に困難を来している医療機関が対象

(2) 融資条件の緩和

- ・無担保融資限度額を2,000万円まで引き上げる。
- ・2,000万円までは診療報酬債権担保を可能とし、その場合は保証人は不要とする。(2,000万円以上の場合は物件担保との併用を可とする。)
- ・保証人は1名とする。(2,000万円以上の一定の場合を除く。)
- ・2,000万円までの物件担保融資、一定の診療報酬債権担保融資は家族等の保証人を可能とする。

(注) 1 物的担保不要融資及び診療報酬債権担保融資は、診療報酬月額2倍を限度とする。

2 融資条件の緩和は、「税務申告を2期以上行っている」、「所得税等を期限内に完納している」などを満たしているものに限る。

(現行制度と新制度の対比)

区 分	現 行 制 度	新 制 度
0万円～1,000万円	物件担保 不要 保証人2 (第三者) (個人診断1)	(A)又は(B)若しくは(C) { (A) 物件担保 不要 保証人1 (第三者) (B) 診療報酬債権担保 保証人 不要 (C) 物件担保 要 保証人1 (家 族)
1,000万円～2,000万円	物件担保 要 保証人2 (第三者) (同上)	
2,000万円～	物件担保 要 保証人2 (第三者) (同上)	物件担保 要 保証人1 (第三者) (診療報酬債権担保(2,000万円 まで)との併用可)

(3) その他の融資条件

1) 融資限度額

病院、老健施設 . . . 1億円以内

診療所 4千万円以内

2) 利 率

年1.5% (平成15年3月12日現在)

3) 融 資 期 間

原則として7年以内 (うち据置期間1年以内)

4) 償 還 方 法

毎月償還

5) 経 営 診 断

簡便な取扱いによる経営診断が必要